

仕 様 書

1 委託業務名

京都市会だよりの版下製作業務

2 委託期間

平成27年5月中旬 ～ 平成28年3月31日

3 市会だよりの概要

(1) 発行日，発行号数，発行部数

7月15日（通常号及び改選期特集号を発行），9月15日，11月15日，
12月15日，2月15日，4月15日（発行予定日は，変更となる可能性がある。）
年7号を発行予定，1回当たり約65万部

(2) 形式

タブロイド判，4色刷，4ページ

(3) 掲載内容

別紙参照

3 委託業務の内容

(1) 出稿

ア レイアウト，デザインなどは，京都市担当課（市会事務局調査課）（以下「調査課」という。）が原稿等を提出する出稿日（各回）に受託業者のスタッフが直接，調査課執務室にて，担当者と打合せをすること（出稿原稿を調査課が提出し，具体的なレイアウトは，受託業者が行う。）。

イ パソコンで作成したデータや電子メールによる出稿にも対応すること。

ウ 出稿予定日を前後する一部出稿についても対応すること。

エ 事前に指定する面については，出稿前にラフレイアウトを提出すること。

(2) 版下製作

ア 原稿に基づき，ページのレイアウト，デザイン及びイラスト，地図，図表，グラフ等の作成を行うこと。

イ イラストについては，受託業者が手配したイラストレーターが作成すること。イラストレーターについては，状況によって様々な画風に対応できるように，複数人を用意すること。また，受託業者において，著作権処理がされたイラスト・写真も使用できることとする。

ウ カラーユニバーサルデザインや見やすいフォント（UDフォント）に配慮し，理解しやすいものとする。

エ 9月15日発行号については，全面が特集記事となる1面及び2・3面のデザインについて，出稿前の段階から京都市会と共に企画・考案すること。

オ 出稿後は調査課が指定する日に，初校ゲラとして色付見本（原寸大で各面ごとの

片面刷) 3部, 二校ゲラとして同様の色付見本13部を調査課に届けること。また, これら提出日以外でも, 要請に応じて随時ゲラ刷等を届けること。京都市から, PDFデータでの提出を求めることがある。

カ 校了後の記事の変更・差替え, レイアウトの変更, 文字訂正等については, 印刷時間の直前まで, 速やかに対応すること。

(3) 製作日程

事前に調査課と受託業者とが協議のうえ, 決定する。なお, 出稿原稿提出から調査課への納品までの期間は各号により異なるが, 実質作業期間はおよそ9日間程度(土・日曜及び祝日を除く。)である。

(4) 校正

ア 1回の発行につき, 原則3回以上の文字校正を行うこと(回数の上限は設けない。)

イ 出稿後, 1回目のゲラを届けるまでに受託業者で指示どおりできているかを点検すること。また, 校了時に受託業者自らも内稿を行い, 誤りを発見したときは, 速やかに調査課へ伝えること。

(5) 成果物・納品

ア 版下のデータは, CD-Rに保存のうえ, 調査課まで納品すること。

なお, 作成に当たってのソフト又はシステムについては, 印刷工程における汎用性及び安定性を確保できるものを使用すること(例: Adobe インデザイン CS5)。

イ 刷版完成後, 速やかにPDFデータを作成し, メールで調査課に提出するとともに, 校了紙(原寸大の各面ごとの片面刷)3セットを調査課に提出すること。

ウ 原稿用に作成, 加工したイラスト等のデータは, 他の媒体でも使用する可能性があるため, JPEGデータを作成し, 調査課に提出すること。

4 その他

(1) 契約単価は, 発行1回当たり単価とする。

(2) 当該委託業務により製作された市会だよりについて, 全ての著作権(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む), その他一切の権利は京都市会に帰属することとし, 掲載写真やイラスト等については, 二次利用も含め, 京都市会が自由に使用できるものとする。

(3) 地方議会の広報紙という性質上, 製作過程において大幅な変更を余儀なくされることがあるが, これについての対応は契約内容に含むものとする。

(4) 本仕様書に記載されている事項の他, 京都市契約事務規則に基づくこと。

(5) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は, 調査課と協議し, その決定に従うこと。